

平成29年 第6回浅口市農業委員会議事録

平成29年6月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。
召集委員は次のとおり

出席委員 22名

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	瀬 良 靖 昌	12	亀 岡 克 史	21	伊 澤 誠
2	鍋 谷 恒 久	13	西 山 富 雄	22	福 田 玄
3	藤 澤 義 則	14	平 井 淳 生	23	岡 邊 正 継
6	友 田 陽 勝	15	高 井 基 次	24	瀬 良 静 香
7	藤 澤 紀 郎	16	山 下 眞 治	25	山 下 康 朗
9	佐 藤 和 博	17	森 藤 堅	26	問 田 一 男
10	西 本 健 次	18	高 淵 末 孝		
11	田 淵 義 正	20	青 木 光 朗		

欠席委員 2名

5番 虫明 勝美 19番 齋藤 孝実

事務局出席

局長 平本 仁至 書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議 事

議案第15号 農地法第3条関係

議案第16号 農地法第5条関係

議案第17号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

報告第13号 農地法第18条関係

日程第5 その他

開会（午前9時25分）

議長 おはようございます。

定刻より若干早いですが、全員集まりましたので、ただいまから始めたいというふうに思います。

先週梅雨に入りましたが、ことしはどうも雨が降らないようございまして、今週中にも雨が降らないというような天気予報が出ております。ちょうど田植えの最中で大変だというように思いますが、これも天が決めてくれることでどうしようもありませんので、ぼちぼちやっていきゃあええんじやないかというふうに思います。

委員の皆さんにおかれましては大変お忙しい中、農業委員会にご出席いただきご苦労さまです。また、平素から農業委員会にご理解とご協力をいただいておりますことをこの場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日の議事は3議案、1報告、その他でございます。よろしく願いいたします。

これより平成29年第6回浅口市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、5番虫明委員、19番齋藤委員の2名であり、出席委員は22名で定足数に達するため、委員会は成立いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期について。

会期は本日1日と決定したいと思いますが、これに異議はございませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、会期を本日1日と決定いたします。

日程第2、議事録署名委員の指名について。

農業委員会規則第12条第2項の規定により、議事録の署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、13番西山委員、20番青木委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の板谷書記を指名いたします。

日程第3、議事に移ります。

議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、530番の件について事務局から説明願います。

事務局 失礼します。

議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成29年6月14日提出。

番号530、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積350平方メートル。

譲り受け人は、金光町地頭下、37歳、自営業兼農業。譲り渡し人は、金光町地頭下、54歳、会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は10年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に下限

面積を超えており、耕作者は3名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は400メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われま
す。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがいま
して、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられ
ます。

議 長 議案第15号、530番の件について、3番藤澤委員、説明をお願いいたします。
委 員 3番の藤澤です。

この位置でございますが、古池の北東の小三宅公会堂から約150メートルの位置
にございます。特別問題はないと思っておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いま
す。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。
委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第15号、530番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第15号、531番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。番号531、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積66平
方メートル。

譲り受け人は、金光町占見新田、88歳、農業。譲り渡し人は、神奈川県鎌倉市、
59歳、会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は55年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要
な下限面積を超えており、耕作者は2名です。農業経営に必要な農機具も確保してお
り、通作距離は500メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われま
す。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがいま
して、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えら
れます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第15号、531番の件について、2番鍋谷委員、説明をお願いいたします。
委 員 2番鍋谷です。

この位置は、金光学園の東、ほかも医院のほとりで、前、道路ができた上りの細い
長いところです。何ら問題はないと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第15号、531番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

事務局長 続きまして、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、528番の件について、事務局から説明願います。

失礼します。議案書は3ページになります。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成29年6月14日提出。

番号528、土地の所在地、鴨方町深田。地目、畑。面積38平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市中島、27歳、会社員。譲り渡し人は、倉敷市船穂町、75歳、農業。転用目的は進入路です。施設の概要は、進入路、コンクリート土間、38平方メートルです。

立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としております。一般基準について、資金は借入金です。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。また、申請の農地以外に目的を達成するほかの土地がありません。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第16号、528番の件について、14番平井委員、説明をお願いいたします。

委員 14番平井です。

この場所は、浅口市のリサイクルセンターの北70メートルくらいのところにあります。譲受人が自宅を建てるということで以前に許可を受けておまして、今回は自宅への進入路として活用するものです。特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、議案第16号、528番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

事務局 続きまして、議案第16号、527番の件について、事務局から説明願います。

失礼します。議案書は4ページになります。

済みません、一部訂正をお願いいたします。転用目的、施設の概要の欄の資材置き場の面積が間違っておりました。資材置き場の面積「1,066.56平方メートル」のところを、「954.82平方メートル」に訂正をお願いいたします。失礼しました。

では、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。平成29年6月14日提出。

番号527の1、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積1,211平方メートル。

同じく番号527の2、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積904平方メートル。

借り受け人は、鴨方町小坂西、有限会社。貸出人は、里庄町大字浜中、54歳、建設業。転用目的は倉庫、資材置き場及び駐車場です。施設の概要は、倉庫3棟、111.74平方メートル、平家建てスレートぶき。資材置き場、954.82平方メートル。駐車場、1,048.44平方メートルです。

立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としております。一般基準について、転用目的の妨げとなる権利を有する者はありません。被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっております。また、申請の農地以外に目的を達成するほかの土地がありません。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第16号、527番の件について、13番西山委員、説明をお願いいたします。

委員 13番西山です。

この場所は小坂の小学校の高速のガードをくぐった、20メートルぐらいの右側、西になります。お父さんの時代からこういう状態になっておりまして、今度、事務局が必要になったのか、物置が要るのか、こういう建物をつくるということでありました。別に何も問題はございません。審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第16号、527番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第16号、532番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。番号532、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積393平方メートル。

借り受け人は、倉敷市上富井、27歳、会社員。貸出人は、金光町大谷、50歳、農業。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、125.04平方メートル、木造平家建て瓦ぶき、建蔽率は31.81%です。

立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としています。一般基準について、資金は借入金です。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることと

なっています。また、申請の農地以外に目的を達成するほかの土地がありません。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第16号、532番の件について、7番藤澤委員、説明をお願いいたします。
委 員 7番藤澤です。

まず、場所ですが、金光の国道沿いにコイン洗車場がございます。それから、南へ約180メートルぐらいの位置にあります。現在、倉敷市内に住んでおられます娘さんご夫婦が地元で暮らしたい、親の家の隣に住宅を新築して子供たちの世話も見てもらおうということでございます。問題ございません。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第16号、532番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第17号農用地利用集積計画について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案書は5ページをお開きください。

議案第17号農用地利用集積計画について。平成29年6月14日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号8番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は1人です。新規件数は3件で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が3件です。地目別設定面積は、田2,207平方メートル、畑0平方メートル、計2,207平方メートルです。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第17号農用地利用集積計画についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第13号農地法第18条の規定等による合意解約通知について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案書は7ページになります。

報告第13号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。平成29年6月14日提出。

番号524、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、畑。面積873平方メートル。

借り受け人は、鴨方町小坂西、39歳、会社員。貸出人は、鴨方町小坂西、69歳、自営業。合意年月日は平成29年4月24日、引き渡し年月日も同日です。

番号525、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積1,077平方メートル。

借り受け人は、鴨方町六条東、67歳、無職。貸出人は、京都府京都市左京区、76歳、無職。合意年月日は平成29年4月20日、引き渡し年月日も同日です。

番号526、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積95平方メートル。

借り受け人は、金光町占見新田、87歳、農業。貸出人は、金光町占見新田、88歳、農業。合意年月日は平成29年4月30日、引き渡し年月日は平成29年6月30日です。

番号529、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積721平方メートル。

借り受け人は、金光町大谷、63歳、農業。貸出人は、岡山市中区徳吉町、84歳、無職。合意年月日は平成29年5月9日、引き渡し年月日も同日です。

番号533の1、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、畑。面積826平方メートル。

同じく番号533の2、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、畑、面積344平方メートル。

借り受け人は、鴨方町益坂、68歳、農業。貸出人は、兵庫県宝塚市、68歳、無職。合意年月日は平成29年5月16日、引き渡し年月日も同日です。

浅口市農業委員会会長。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。この件について何かありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、承認することに決定いたします。

議案書にはありませんが、諮問を1件追加いたします。

諮問第1号農業委員会等に関する法律第16条による議員の辞任の同意を求めることについて、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。別添の諮問第1号をごらんください。別の紙です。

諮問第1号農業委員の辞任につき同意を求めることについて。平成29年6月14日提出。

虫明勝美委員から平成29年5月25日付、委員退職願が提出されたので、改正前農業委員会等に関する法律第16条の規定により、当委員会の意見を求めます。退職理由は、一身上の都合。退職希望日は平成29年6月30日です。

なお、退職が認められた場合でも、同法第11条の規定により、読みかえて適用する公職選挙法第113条第1項第6号の規定により欠員数が8名に至りませんので、補欠選挙は行いません。

議 長 浅口市農業委員会会長。よろしくお願いいたします。

委員 ただいま事務局から説明がありました。この件について何かありますか。

議 長 なし声

議 長 それでは、若干、現在の虫明委員の状況だけをお知らせしておきます。

先般も、会長代理、それから事務局長と3人で自宅へお伺いしました。そして、いろいろ話をさせていただいたんですが、やっぱり前と一緒に全くよくなっていないと。要するに、もう車椅子で歩くのが一生懸命だというようなことで、議員を辞退したいのでよろしくお願いいたしますというお話がありました。そういう格好で、きょうのこの議案に諮問という格好で1点追加されたような状況です。長年農業委員として頑張ってきたんですけど、皆さんにひとつよろしく言うといってくださいということですから、お伝えしておきます。

何かありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、承認することに決定いたします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等ありましたらお願いいたします。

事務局 失礼します。その他について、本日は7件ご報告いたします。

まず、1件目、今回は相続の届け出はありませんでした。

次に、新たな農業委員会制度における農業委員及び推進委員の定数、報酬額案等について。

次に、農地転用許可に係る審査基準の見直しについて。

次に、委員会の開始時刻の見直しについて。

次に、泊を伴う視察研修について。

次に、農地利用状況調査及び非農地判断現地調査について。

最後になりますが、次回の委員会は7月13日木曜日午前9時30分から、場所はこの場所になります。

事務局からは以上です。

議 長 事務局からその他の提案がありました。そのほか何か委員の皆さんからありませんか。

委 員 なし声

議 長 委員の皆さんからその他の項もありませんので、新しい農業委員会制度の宿題を持って帰っていただいているいろいろ読んでみてください。そして、来月の委員会で最終的に決定したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして終わりたいというふうに思います。

どうも本日はご苦労さまでした。

閉会（午前10時23分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩